

# あきる野市弓道連盟 細則

令和6年4月1日一部改訂

## 1, 休会員の取扱

年度期間は4月1日～翌年3月31日までとし、年会費納付期限は新年度前の3月15日とする。年会費の未納者の扱いは次の通りとする。

- (1) 会員より、会長に休会の申し出があった期間は、年会費は免除し休会員扱いとする。
- (2) 年会費未納の会員は、2年間に限り休会員扱いとする。
- (3) 休会員が会員に復する時は、復する月からの月割の年会費を納付する。
- (4) 年会費納付案内は休会員にも行う。
- (5) 休会員については、規約の第12条【慶弔・表彰】、および第2項（慶弔）を適用しない。

## 2, 会長選挙

- (1) 会長の選挙担当者は、会長、副会長、会計とする。
- (2) 投票用紙は、会長の任期が切れる前年の4月1日時点の一般会員に対して、投票期限を明記し、1月末迄に配布する  
投票用紙の配布は、弓道場に投票用紙を置き一般会員が各自持ち帰るようにする。  
一定期間が過ぎても持ち帰らない一般会員には、投票用紙を郵送する方法とする。  
投票用紙を郵送する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封する。
- (3) 投票方法  
投票は、無記名投票とし、被選挙人名の記載欄に○印で指名する方法とする。  
一般会員は、投票期限までに弓道場の金庫ロッカーに投票用紙を投函するか、返信用封筒で投票用紙を郵送する。  
投票期限を過ぎている投票用紙は無効とする。
- (4) 投票の開票  
投票の開票は、理事会にて開票し、最多得票の被選挙人を会長の第一候補とする。  
最多得票人が複数いる場合は理事会にて決選投票を行い、順位を決定し、選挙結果を弓道場に掲示する。
- (5) 会長指名方法  
選挙担当者は、得票数の多い順に会長就任の意思を確認し会長として指名する。

## 3, 相談役

規約第9条に規定する相談役は、理事会の指名により置くことができる。

## 4, 規約第12条【慶弔・表彰】以外の慶弔

- (1) 昇段祝：毎年1月から12月までの昇段者を対象に、翌年の新年射会において祝射を行う。
- (2) 昇格祝：昇格者の意向を尊重した慶事を行う。
- (3) 米寿祝：対象者の意向を尊重した慶事を行う。
- (4) 追悼射会：別途理事会で審議決定し、弔事を行う。

## 5、派遣費

本連盟を代表して参加する下記の大会、及び講習会には、交通費、弁当代、加盟費、参加費を支給する。

- ① 都民大会、
- ② 市町村大会、
- ③ 支部対抗戦
- ④ 都民生涯スポーツ大会
- ⑤ 多摩地区大会
- ⑥ 青梅沿線大会
- ⑦ 伝達講習会、指導者講習会（但し、連盟を代表して参加の場合に限る）

### (1) 交通費

開催場所に応じて参加者に交通費を支給する。

(開催場所)	(支給額)
a 東京武道館	: 2,200 円
b 明治神宮至誠館	: 1,500 円
c 府中市総合体育館	: 1,100 円
d 小金井公園弓道場	: 1,300 円
e 町田市総合体育館	: 1,400 円
f 昭島市総合スポーツセンター	: 300 円
g 青梅沿線大会各会場	: 300 円 但し、あきる野市秋川体育館弓道場で開催する場合は、交通費を支給しない。
h その他の開催会場	: 秋川駅を起点として大会の開催場所に最も近い駅までの実費を支給する

### (2) 弁当代

本連盟を代表して参加する監督・選手、補欠に弁当代として1,000円を支給する。

但し、大会、講習会の参加費に弁当代が含まれている場合は支給しない。

青梅線沿線大会が、あきる野市秋川体育館弓道場で開催の場合、弁当は現物を支給する。

### (3) 加盟費・参加費

本連盟が参加する各大会の開催要領に明記された加盟費または、団体、個人の参加費を支給する。

## 6、初心者教室

初心者教室は、会員数増員を目的に適切な時期に開催する。

初心者教室は、初心者教室担当者を選任し開催する。

- (1) 教室開催方法（昼、夜の2部制、もしくは昼、夜どちらか等）を決定し、あきる野市広報への掲載手続きを行う。
- (2) 参加状況により弓道場使用方法を決定する。
- (3) 初心者教室の対象は高校生以上とし、体力がなく弓を引けない人は対象から外す。
- (4) 初心者教室終了後、継続指導を希望する人がいた場合、本連盟の指導日に指導する。

## 7、交際費

他の団体、または会員以外の個人に対して、本連盟を代表して出席・参加する場合、理事会において審議決定し下記の交際費を支給する。

- (1) 他の団体から本連盟に対して招待された祝賀会等の参加費。
- (2) 本連盟の加盟団体（規約第 14 条の NPO 法人あきる野市体育協会、東京都弓道連盟第三地区）の役員が死亡した場合の香典。

## 8、師範・外部講師謝礼

本連盟の師範、外部講師には、下記の謝礼を支給する。

講習会の謝礼               : 10,000 円

## 9、賞品代

本連盟の下記の射会には、賞品代を支給する。

- (1) 50射会       :   500 円位/人×参加人数
- (2) 招待射会     : 20,000 円位
- (3) 納射会       : 1,000 円位/人×参加人数
- (4) 新年射会     : 5,000 円位
- (5) 月例会       : 3,000 円位

## 10、弓道場使用ルール

- (1) 段位の無い人は、危険防止の観点から一人での弓道場使用は不可とする。
- (2) 段位の無い人が個人練習する場合は、弐段以上の有段者を同伴する。
- (3) グループで弓道場を団体利用する場合は、グループの中に参段以上の有段者を含むこと。

## 11、その他

- (1) 本連盟の下記の事業への参加者には、昼を跨いで4時間以上参加する場合、弁当（1,000円位）を現物支給する。
  - ① 年末大掃除および道場整備・塚整備
  - ② 50射会
  - ③ あきる野市総合スポーツ祭弓道大会
  - ④ あきる野市体育の日弓道体験教室
- (2) 本連盟の加盟団体（規約第 14 条の東京都弓道連盟第三地区）の下記の会議に出席した場合、秋川駅を起点として、会議の開催場所に最も近い駅までの交通費の実費を支給する。
  - ① 支部長会議
  - ② 理事・評議員会議
  - ③ 事務局会議